

最高裁蓮華寺判決への疑問

大野 正 男

(弁護士)

一 三つの問題点

最高裁の蓮華寺判決は、理論的にも実務的にも大きな問題を抱えていると思いますので以下の三つの観点から検討を加えていきたいと存じます。

第一にこの判決が、司法審査権に関する従来判例理論にどこまで整合性を持ちどこまで整合性を持っていないかという点であります。

第二に、この蓮華寺判決の判示の射程範囲はどこまであるのか、これが果たして明確であるのかどうか、今後起こって来るいろいろな形の宗教団体の内部紛争に対して裁判所として取るべき方針を明確に示していると言えるのかどうかという点であります。

第三に、この判決理論に従ったときには、実務的に解決不能、または非常に不合理な結果をもたらすことになりはしないか。それに対してどうしたらいいのかという点であります。

以上の三点について私の考えていることをお話します。

二 従来の判例理論との整合性

1 部分社会理論と宗教上の教義・信仰不介入の原則の関係

第一番目の従来の最高裁の判例、特に司法審査権の限界に関する判例との間の整合性の点であります。この問題は、従来の判例にあつては、いわゆる部分社会に関する紛争をどう処理するのかという形で取り上げられてきました。この問題を含む事件は最近も激増しています。かつては地方議会の行なつた議員に対する懲戒処分について問題が提起され（最高大法廷昭二八・一・一六決定、同昭三五・一〇・一九判決）、更に大学の学生に対する処分権であるとか（最高三小昭二九・七・三〇判決、最高三小昭四九・七・一九判決）、比較的最近では大学の単位終了認定について争うことができるかとか（最高三小昭五二・三・一五判決）ということが、問題になっております。更には弁護士会の決議の無効を争うことができるか（大阪地昭六三・二・四判決）とか、ごく最近では農業委員会の会長の選出の効力を争えるかとか（大阪高裁平元・一一・三〇判決）、実に様々な形でこの問題は裁判所に登場してきております。

従来は、宗教団体の内部紛争につきましても、部分社会における司法審査権の問題としてアプローチがなされて参りました。昭和五五年の本門寺判決（最高一小昭五五・四・一〇判決）までは部分社会理論を踏まえた上でなされてきたと考えられます。ところが宗教的紛争につきましては、もう一つのアプローチを最高裁判所はするようになってきました。それは板曼陀羅事件判決（最高三小昭五六・四・七判決）でありますけれども、板曼陀羅に限らず、その前の本門寺判決におきましても、いわゆる宗教上の教義・信仰不介入の原則が唱えられてい

す。

このようにこの問題については、理論上二つのアプローチを最高裁判所はとってきたのであります。一つは今申しました部分社会に基づくアプローチ、もう一つは宗教上の教義・信仰不介入の原則に基づくアプローチ、この二つのアプローチが行われてきたのでありますが、今回の蓮華寺判決の特色は、部分社会理論のアプローチよりも、この後者の教義・教理不介入の原則を優先させ、むしろ前者を否定する形で、判断をしたということが極めて重要な新しい特色であろうと思います。

そうすると第一のテーマは、一体この部分社会理論に基づくアプローチがどの範囲において、宗教団体に適用されるのか、あるいは他の部分社会と宗教団体の性質とは基本的に異なるところがあるのかどうか、その間裁判所としてとるべき理論は異なつてよろしいのかどうか、が問題になります。

2 部分社会理論適用の典型例—日本共産党袴田事件

従来の部分社会理論というのは、青森県議会の除名処分執行停止事件（最高大法廷昭二八・一・一六決定）におきまして、少数意見として田中耕太郎長官が非常に詳しく述べられたところに始まります。田中長官の説は、いわゆる部分社会における自律性を認めまして、法秩序全体というのは決して一個の国家法秩序があるわけではなくて、多元的である、そしてこの部分社会理論の自律性を確保するためには、そこでなされた自主的決定に国家机关である裁判所が介入すべきではない、すなわちその結果を尊重するという考え方でありまして、田中長官の意見に対する反対意見は部分社会内部の決定に対する裁判所の審査権を他の場合と同じ程度に認めます。しかしそのいずれの意見におきましても重要なことは、裁判所が、部分社会内部の紛争は法律上の紛争でないか

ら、裁判所に審査権はない、あるいは部分社会内の決定に基づく行為を国家法上実現させないでよい、という議論はなされて来なかったのであります。

部分社会理論というのがどういふふう発展してきたかという一つの結果を示すものとして、蓮華寺判決と対比したいのは、たまたま時期を接して出ました日本共産党の袴田元副委員長に対する家屋明渡請求事件の最高裁判決であります。それは昭和六三年二月二〇日の第三小法廷の判決でありますけれども、私はここで示された考え方と、蓮華寺判決に示された考え方の間の相違はどこにあるのかを考える必要を感じたのであります。何故かなれば、一つは政党の事件であり、一つは宗教団体の事件であって、いずれも極めて高度に、その自律性を尊重されなければならぬ団体内部の処分の効力が実質上の争点になっているという点が共通しています。次に、いずれも団体から処分をされた構成員が現在住んでいる家屋に対して有している占有権限が正当かどうかということが争われた事件であって、団体側がその一員であった者に対して家屋の明渡を求める点で、民事訴訟法上の訴訟構造が全く同じであるということが両者の比較を非常に鮮明にするものと考えられるからであります。

蓮華寺のほうは詳しくご報告がありましたので省略して、ごく簡単に共産党袴田事件のほうを説明致しますと、日本共産党が袴田元副委員長を反党的活動があったとして除名しまして、従来袴田氏がいわば社宅として住んでいた家屋からの明渡を求めた事件であります。共産党が一審から三審まで全部勝訴しております。この一審から三審に至るまでの理由もほぼ一点を除いて共通と考えてよろしいかと思えます。すなわち一審から最高裁に至るまで、判決はいずれも政党の持つ公共性をあげまして、政党が高度に自律権・自治権を持っているということを裏付けているのであります。そして黨員対政党との関係というのは、結社の自由である。法は黨員に対しては加入・脱退の自由を保障すると同時にその反面、少なくとも加入している限りは政党に自律的な統制権を認

める。その両方が対応する関係において政党は成り立っている。その限りにおいて、政党員たる個人が一定の制約を受けるといふことがあるのは、政党に加入している以上は当然である。こういう考え方をとりまして、従って黨員たる個人に対してなされた政党の処分に対しては、司法審査権は原則として及ばない。その効力は有効として是認されるという結論を出しているのであります。この考え方は一審から最高裁までの裁判所に全て共通する考え方であります。

「一点を除き」と、さつき多少尤もらしく申しましたのは、今のべたように原則は司法審査権は及ばないが、例外がある。その例外の範囲についてであります。この点について三つの裁判所は微妙に判断の内容を異にしているのであります。

一番の東京地裁の八王子支部は、裁判所による判断が例外的に成し得る範囲というのは、政党が自ら定めている処分に関する規範が公序良俗に反するかどうかであり、次にその規範が適正に適用されてできているかどうか、つまり適正な手続きによつて処分が成されたかどうかであつて、この二つの点は審査できるといふのであります。

これに対してその控訴審である東京高裁昭和五九年九月二五日の判決は、例外の範囲をやや広げました。念のため申しますと、この東京高裁の裁判長は香川保一判事でありまして、その後の蓮華寺判決の第二小法廷の裁判長であります。そういう意味におきましても、この判決の二つを比較するということは興味のあることであります。香川裁判長による東京高裁の判決は、政党の自治権の尊重ということを言っているのであります。その例外としては手続き自体が著しく不公正であつたり、内部手続きに違反してなされたという場合の他、更に当該処分理由の有無の認定が著しく恣意にわたるかどうか、あるいはその処分の選択、例えば除名処分という最も重

い、処分にしたことの動機が不法なものであるかどうか、あるいは制裁の目的を逸脱しているかどうかというような処分権の濫用にわたる事項については審査できる、とこういう判断を示したのであります。右のような処分権の濫用の有無について審査権を認めると

香川裁判長の東京高裁判決は袴田事件において判示したのであります。

これに対して袴田事件の上告審である最高裁第三小法廷は、同じように政党の高度の自主性と自律権の尊重ということを言っておりますが、やはり無条件に尊重するとは言っていません。どこまで尊重すべきかという点、原則的には政党内の紛争は自律的な解決に委ねるけれども、二つの場合を分けて考えなければいけない。一つは処分自体の問題、政党の内部的な問題だけが争われている場合である。例えば政党による処分の無効を被処分者が争ったような場合である。二つは、処分によって、被処分者が一般市民法的な権利義務、あるいは利益に影響をきたしたことを理由に争う場合である。例えば被処分者が政党から借りていた家から出て行かなければならないとか、あるいは給料を止められるとか、そういうような一般市民法的な権利義務に絡んでいる場合である。この二つの場合を分けて考えなければいけない。紛争が全くの政党内部的な問題である場合には、これは自律的解決に委ねる。最高裁が自律的解決に委ねるといつている意見は、蓮華寺判決で言っている中立とは全然違った意味でありまして、政党の処分を尊重して、それを裁判所も是認するという意味であります。

他方、この一般市民としての権利或いは利益が問題になっている場合には、この処分の当否は当該の政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するかどうか等特段の事情のない限り、その政党の定めた規範に照らして判断しなければいけない。規範がないときには条理に基づいて適正な手続きがなされたかどうか決めなければいけない。これが最高裁の袴田事件判決の骨子であります。

そして最高裁判所の判決のこの部分は、ほぼ八王子支部の理論と同じであって、東京高裁の判断が一番広く裁判所の判断権を認めたということになろうと思われます。

しかしながら、いずれにしても、今申しましたような微妙な相違こそあれ、この袴田事件においては、共産党の処分を最高裁は政党の自律権を尊重することによって承認し、これが市民的分野にエンフォースされることを是認したのであります。

3 袴田事件の判決理論と宗教団体の自律権への適用の可否

次に袴田事件でのこの理論の根拠というものが、宗教団体の場合には果たして適用される余地はないのかということを検討したいと思います。袴田事件において裁判所が三審を通じて言った基本は、第一に政党には自由な組織運営をする高度の自由と自律性を尊重しなければいけないということであります。それから第二に構成員に加入・脱退の自由を保障することの反面として団体には統制権を認める、それなるが故に団体の自律権を尊重する、ということであります。

ここで示された裁判所の基本的な考え方は、果たして宗教団体に適用がないのかと言いますと、どちらの場合も私は全く同じではないかと思ひます。また現に本門寺判決に至るまでの最高裁の宗教団体の内部紛争に関する判断の流れは、右の考え方の適用を認めていたのではないかと思うのであります。

4 蓮華寺判決の理論的根拠——それは宗教団体に固有の問題か——

ところが、蓮華寺判決はこの流れを変えました。蓮華寺判決の中で、この紛争は法律上の争訟に当たらないと

して、いわば裁判所のフィールドから追い出した。その根拠はどこにあるのかと申しますと、これもやはり基本的には二つのことを判示しています。一つは宗教上の教義・信仰の内容には立ち入らないという原則であり、二番目にはこれと密接に関連致しまして、裁判所は教義上の対立に対して厳に中立を守らなければいけないとする中立原則であります。この二つの考え方は、文面を読む限りにおいては私は間違いいではない、正当だと考えております。しかしそれは宗教団体のみに適用されることではない。第一に裁判所は教義・信仰の内容に立ち入ってはならないということは、他の部分社会、例えば特に政党の場合と比較して宗教団体のみに言い得ることかと言うと、私はそうでないと考えてるのであります。宗教上の異説の判断を裁判所はすべきではないというのは、そのとおりであります。それと同じような意味におきまして、政党における政治上の主義・主張の判断の内容には立ち入らないということも同じ程度に、裁判所が守らなければならない原則でありましょうし、現に袴田事件において裁判所はそういう立場に立って判決しております。

従って袴田事件の場合でも、袴田氏のやったことが、反党活動ということで処分されたのであります。反党であるのかどうかという点については裁判所は一切判断をしていません。宗教上の教義・信仰に立ち入らないという原則は、色々な部分社会においてその性格に応じて多少のニュアンスの違いはありますが、認められる原則であります。例えば大学における学術的な判断の問題であるとか、取得単位の認定をするという教育上の問題であるとかそういうことについても悉く適用のある原則だと思っております。

それから裁判所は中立を守らなければいけないということも、これまた政党の内部の紛争においても当然のこととあります。

そうすると最高裁が、袴田事件について認めた理論及び、蓮華寺事件についてのべた理論は、宗教団体と政党

との間に共通のものではないだろうか。然るに結果としては正反対の結論が出て来るというのはどういうわけであるのか。その違いはどのようなかということが問題になろうと思うのであります。

5 「中立理論」とは何か

ここで申し上げなければならぬのは、最高裁判所が蓮華寺事件で強調した中立を守らなければいけないという、「中立理論」とは何かということであります。この中立理論によると、裁判所は内部紛争当事者の主張の何れにも正邪の判断を加えない、更に、何れの主張にも優先権を認めないし、尊重もしない、従ってその主張を前提とした処分について法的判断を加えないし、裁判所がその効力を是認することもしないというのであります。この考え方によると団体の自律権を尊重するということも対立当事者の一方の判断を結果的に優先させることをに
なるから、中立原則に反することになります。原審の東京高裁判決ではこのような考え方を明示的に言っておりますし、最高裁でも同様の考え方をとっているとみられます。

しかしこの「中立理論」というのはアメリカの連邦最高裁で言われていますニュートラルプリンスプルとは全く違っております。ジョーンズ事件 (Jones v. S. Wolf 443 U.S. 594) 等で使われている「中立」という言葉は、どっちにも軍配をあげないとか、裁判所が司法審査を放棄するとか、いう意味で使われているのではなく、教義・教理の解釈はしないが、可能な限り世俗的な、かつ法律家による理解可能なアプローチをするという意味で使われているのだと思います。裁判所が紛争について判断をしないことを中立といっているのではなく、世俗的な事項に限定して裁判所が判断するのが中立であるという意味で中立理論というのが使われております。少なくともジョーンズ事件における連邦最高裁の多数意見におけるニュートラルプリンスプルとは右のような意

味であります。そして多数意見は、それを若干修正しておりまして、更に宗教団体内部の正当な権限のある機関が認定した問題については、それを尊重すべきであるとする理論をも取り入れていきます。

このように、米団最高裁では中立理論を今言ったような意味で使っているのですが、この判決における反対意見はもっと徹底して、宗教団体内の機関の行なった判断を無条件に尊重すべきであると言っているのです。従って、米団最高裁の多数意見も少数意見も日本の最高裁の蓮華寺判決のように、結果的にどちらも勝たせない、法律上の紛争とは認めないで裁判所の審判権の範囲外とする、それが中立だ、というような考え方は全くとられていないのであります。

蓮華寺判決のいう中立理論が何故宗教団体内の紛争にのみ使われなければならないのか。もしそれが正しい考え方であるならば袴田氏と日本共産党の争いについても適用があってもおかしくないのではないだろうかと思うのであります。しかしそうは言っても、本当は裁判所の気持ちは分かるのです。「理論」ではなくて気持ちだけは分かるのです。宗教団体と政治団体のどこが違うかと言いますと、政治団体の主張は正しいかどうかは別として言っていること自体は分かる。ところが宗教団体の言っていることは分からない、理解不能である。従っていくら証拠を出されてみても裁判所は全然見当がつかない。自律権の尊重というのは、実は分かっていることを尊重するのだが、宗教団体の場合は分からないことを尊重することになるから気が進まない。分からないことについて尊重したりすると、後でひどい目に合うかも知れないという不安感と、裁判所のもっている、傷つきたくないという潔癖感とが、宗教紛争は法的紛争ではないという判断をする動機になっているのではないか。しかし、気持ちとしてではなく理論として見る限りは、宗教紛争についてのみ中立理論が他の部分社会と異なって適用されるという合理的説明はいささかもなされていらないと思うのであります。

三 蓮華寺判決の射程範囲

それでは二番目の問題として、一体蓮華寺判決の射程範囲というのはどこまで及ぶお考えたのだろうかということであります。

この判決をご覧いただきますと、裁判所の審判権の及ぶ、及ばないに関して、三つの表現が出てくるのであります。一つ目は裁判所が審判してよい場合ですが、これは「教義・信仰に関する事項に何ら関わりを有しない場合」がこれに当る。例えば非宗教的な手続がきめられていて、それによって選任がなされたかどうかの判断は裁判所はできるでしょう。それから二つ目は、「宗教上の教義・信仰に関する事項」、これは判断してはならないと言っています。それから三つ目に、当事者の権利義務や法律関係に関する訴訟でも、その前提をなす処分効力の有無の判断が「宗教上の教義・信仰の内容に深く関わっている場合」も判断の対象とならず法律上の訴訟とはならない、以上三つのカテゴリーをあげています。

第一の「宗教上の教義・信仰に何ら関わりを有しない」ものについて判断権があるというのは、理論上は当たり前のことのようにありますが、実務上はそうはいきません。宗教団体内の争で、教義・教理に全く関わりがない、例えばお金を使い込んだかどうかなどということが処分理由になっている事件は大体裁判の争いなんかに出てきませんね。殆どの場合が多少なりとも教義に関係しています。これはアメリカでもそうだと思います。アメリカの場合でも先程のジョーンズ事の最高裁判決の反対意見は、この教会内の財産紛争は殆ど必然的に教義・教理の解釈を伴っているということを言っております。これは日本の場合でもそうだと思います。

少なくとも真の紛争の動機は、物欲その他世俗的なものであるにせよ、それを宗教絡みにすることは容易に可能であります。そういうような主張をすることは宗教紛争では常に可能であります。

そういう場合に「一、裁判所はどうか」というのがあるだろうか。蓮華寺判決で見ますと、争の判断をするために「教義・信仰に関する事項」をも判断しなければならぬときには「審理判断できない」と言ってありますが、この「関する」というのが、今言いましたような意味においてどの程度関するのかわかるかということ、実務的には大問題でありまして本来的には世俗的事項であっても、それを教義・信仰に関わらせるように主張することが容易にできる以上、殆ど無制限にこの判示の射程圏を拡大することは可能であります。ただ蓮華寺判決は先程申しましたように本件の「前提となる処分」の効力は「教義・信仰に深く関わっている事項」と、こう言っておりますので、裁判所の判断の対象外におかれるのは「深く関わっている場合」だけだということふうに限定的に理解することも不可能ではないと思います。しかし、そのような理解が不可能ではないとしても、「深く関わっている」ということとは、どの程度のことをさすのか、実はあまりはつきりしないのであります。教義・信仰の内容に立ち入らないという原則を貫徹するために、それにかかわりのある宗教団体の内部紛争自体を裁判所の守備範囲の外におこうとする、すべての宗教団体の内部紛争がそうなる危険があり、宗教団体が治外法権化する、ないしは実力闘争化する危険があります。それ故ルール・オブ・ローの観点から裁判所の中立性を維持しつつ、法的判断が可能であるかどうかを論証する必要があります。それができればこの判決を変更することは困難でしょう。

それでは「蓮華寺の事案について教義・教理に関する判断」をすることなく、法的判断のためのアプローチすることができるといえる点がありますが、判決を読み、今のご報告を聞いても可能ではなかったかと思うのがあります。

一つは連邦最高裁判所の多数意見ジョーンズ事件において多数意見が言っている意味における中立理論を使うことは可能であつただろう。つまり一審判決も言っておりますように、この血脈相承そのものは宗教儀式でありましょうし、それがどのような意味をもつのかということは、もちろん判断の対象になることではありません。それを秘儀であると言つてその直接の内容を一切言わないということも可能だと思います。しかし立証方法上いろいろと難しい問題を生じてくることはあり得ると思いますが、世俗的な間接事実をいくつもあげることによつて、血脈相承による地位の継承を認めることは可能ではないか。現に一審の判決はそれを認定しているのであります。その判断の対象となる間接事実とは、本件事案についていえば、例えば通夜の席に発表がされているとか、あるいは皆が集まつた席でそれが公表されているとか、いずれの場合もそれについて関係者から異議がなかつたとか、また告示・通達等が団体の名前で出されているとかいうことです。そういう事実は教義・教理や血脈相承がどのような宗教的意義を日蓮正宗の中にもつかどうかということとは切り離して認定することが可能でありましょう。そういう点ではジョーンズ事件に現れた連邦最高裁の多数意見がいう世俗的事実の認定、世俗的解釈を本件の紛争の判断としてとることは可能である。そして現にそれはわが国の裁判所も今までとってきたではないかと思ひます。

例えば、この宗教法学会で説明させていただきました真光文明教団の教団代表役員地位確認訴訟の場合（「宗教法第五号」二五頁）も全くそうであります。それから本門寺事件の場合でもそうではなかつたでしょうか。この事件においても、被告は本門寺の血脈相承を受けたという主張については却下を求め、司法審査の対象にならないと主張しているにも関わらず、高等裁判所の判決はその中で蓮華寺の一審判決と同じような観点で判断はできるのだということを言っております。少なくともそういう形で、別に教義・教理の内容そのものに入らなく

ても、あるいは血脈相承が何であるかというような、そのカリスマ性をめぐる大論争をしなくても、今言った世俗的に認識可能な事実に基づく判断は可能ですし、それをすることが裁判所の中立性を害することにはなりません。現に本門寺事件では、最高裁は右の高裁判決を是認しているのです。

宗教団体の紛争は、教義・信仰にかかわっている、少くとも当事者がそう主張することは少くありませんし、確かにそういう一面があります。しかし同時に宗教団体も社会的存在として、一般人にも認識可能な行為をしています。裁判所がそのような行為やその意味を認定することは可能です。ところが蓮華寺判決は前者の宗教的色彩を強調する余り後者の面を軽視しているように思います。

仮にそういう世俗的に認識可能な事実がない場合であっても、あるいはそれがなかなか難しい場合であっても、それを補充する意味においてジョーンズ事件における少数意見が言っているように、この宗教団体内における権限のある決定というものを尊重するという形で判断するということも可能であろうと思います。袴田事件の理論を宗教団体内の紛争にも適用することです。そうすることによって、先程申し上げたような第一原則、即ち部分社会としての自律性を尊重するということと、教義・教理には入らないという第二原則とは矛盾することなく、この両方を併用的にパラレルに使えるのではないか。また宗教団体内の紛争判断にはそれが必要であるというふうに思うのであります。蓮華寺のように、後者の第二原則によって前者の第一原則までも否定してしまうということになるのかえって大変矛盾した結果を招来すると思うのであります。その矛盾した結果、解決困難な結果を招来するとはどういうことを言うのか、三番目の問題に入らせていただきます。

四 蓮華寺判決のもたらす不合理な結果

1 宗教団体と第三者の訴訟における代表権

これは代表役員の地位の確認が信仰教義にかかわるといふことで、裁判所が扱わないといふことになる、その宗教団体と第三者との関係はどうなるかという問題であります。現に私が扱いました宗教団体の代表役員の事件でもそうでありましたが、基本になる問題はどちらが代表役員に選任されたのかといふことであります。しかし同時にこの宗教団体には四〇億に及ぶ銀行預金があり、その預金の適法な払戻権者は誰かが問題となったのです。裁判所による地位保全の仮処分が出てから銀行に払戻請求しましたところが、銀行は払わない。あなたの方が本当の代表役員ではないかも知れないから、相手方に訴訟告知するというのです。仕方がありませんので、預金払戻請求の本訴を起しました。銀行の本案前の抗弁は代表権を争って却下を求めました。何故ならば原告の教団の代表役員は真正な手続きによって選任されたものではないといふのです。その上で銀行はもう一人の自分こそが代表役員と言っている方に訴訟告知します。本来、銀行から言えば、もしそんな煩わしい裁判にまき込まれないで済ませようと思えば、債権者不明で供託することができたでしょう。しかしこれはおおよそ銀行が絶対にとらない方法でありまして、銀行はなるべく争いが長引いて、その預金が返還を受けられない期間が永引くことが最も利益になりますから、供託はしません。そして訴訟告知をうけた他方の自称代表者が独立当事者として参加しました。つまり三面訴訟の形をとることになりました。こういう紛争が現に生じたのであります。こういう時裁判所は一体どうすればいいのでありましようか。蓮華寺の判決を読んで、私自身が行なった訴訟を思いお

こして、裁判官だったら困ってしまうなあと思つたのであります。

いくつかの理論的可能性を申しますと、一つは蓮華寺判決の結論どおりにやります。この事件は預金請求権の如き法律上の争訟の外形をとっているけれども、その唯一の本質的な部分はどちらが本当の代表者かという問題である。それにはいろいろ宗教上の事項が関係しているから、判断できない。三面訴訟の双方の請求却下。もしこういう判決になれば銀行は大いに喜びます。預金はいまでも銀行に残るのでありますから。

しかし果たしてそういう形で紛争が解決したといえるだろうか。

もう一つの、考え方もあります。蓮華寺の事案は内部同士の争いである。だから双方却下の結論だが、今回は第三者が相手だからどちらが真の代表者かを判断すると言って教義・信仰に深くではないにしても何がしか関わり合いのある事項について判断して、こちらの代表者が真正の代表者であると判断することです。しかしそのような判決をしたときに蓮華寺判決の言う意味における「中立原則」を害しないのだろうか、大変疑問です。誰が代表者かは対世的なことですから、この判決でそれを前提事項として判断したとすれば、事実上の拘束力があります。そうなると司法が宗教法人の内部に「介入」したことになるでしょう。

このようにどちらの結論をとってみても今のような、現に起こった事件について裁判所は処置に窮しないかと思われまます。蓮華寺判決に忠実に従うとして双方の請求却下とすればどちら側からも銀行に払戻請求できませんから、五年間たてば明効になってその四〇億は銀行の所有に帰するということになってしまいますがその結論でよろしいのだろうか。

たまたま銀行の例を引ききましたけれども、それに限りません。例えば宗教団体が、金を貸した第三者に返還を請求したような場合に、その第三者が非常に知恵のあつて、その法人の内部紛争を理由に代表権を争うと主張し

たらどういふふう処理すべきでありましょうか。代表権の存否は裁判所の職権調査事項です。その場合に、いつ選任されたと主張し、ある程度の立証をすべき義務は原告にあると思いますが、相手方が紛争当事者の片方の言っているいろいろな宗教的主張を持ち出して争ったらどういふことになるでしょうか。さっきの預金の払戻請求の例と同じではないでしょうか。

2 争いのある代表権者の行なつた第三者に対する法律行為の効力

次に争いのある代表役員が実体的な法律行為をした場合その効力をどう考えたら良いかという問題も生じます。宗教団体内部で地位が争われている代表権者が訴訟外で第三者に対し時効の中断の請求をしても、それは効力がないとするのか、あるとするのか。

五 結 論

それらの問題は、これは宗教団体が教義・信仰だけのための存在ではなくて、世俗的存在でもあるという面を全く視野から欠落させてしまうからこういう困難が生ずるのではないかと思うのです。もちろん教義・信仰の内容にわたって判断してはいけないというのは日本に限らず、全ての文明国の裁判所はそれを認めていることだと思いますが、同様に宗教法人というものがあって、国家が宗教団体の内部規則を認証することによって、世俗的に特別の法的資格が付与されるのです。その法人規則の中には代表役員の任免手続きについての規定を設けなければいけないことに法律上なっているのであります（宗教法人法二二条一項五号）。何故そういう規定を設けて

いるかと言えば、宗教法人は単に宗教の団体だけではなくて、それが一つの世俗的活動をすることを法は認めているからであり、その代わりその限度において国家機関による法の適用を受けることは当然ではないかと思われる。ます。

宗教団体が世俗的存在でもあり、世俗的行為を行なっている以上、その面に着目して法律家含む世俗人が理解可能な事実や規則の解釈をすることによって事実を確認し法規を適用しうる場合は多いのではないのでしょうか。また宗教的儀式や規則が問題になるときは、その宗教団体内の正規の機関が正規の手続きによって行なった認定を尊重することによって、裁判所の中立性は維持できるのではないのでしょうか。袴田判決の理論は宗教団体にも適用しうるものであり、教義・信仰に関わっているからといって双方の主張却下ということは余りに宗教団体等特殊扱いする結果、実力的紛争や世俗的頹廃を助長することになりはしないのでしょうか。そして、宗教団体と世俗的關係を持つ第三者との権利関係も不明確なものにしてしまうように思われます。

従って、蓮華寺判決というのは、今申し上げました私の一、二、三点の何れを取りましても、疑問に思えるのであります。

以 上